2　法第四十八条第一項に規定する政令で定める文書は、同項に規定する滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている同項各号に掲げる文書とする。

3　法第四十八条第一項の規定の適用を受けようとする者は、同項各号に掲げる文書（以下この項において「非課税文書」という。）のうち、同条第一項第二号に掲げる非課税文書にあっては、当該非課税文書に、同項に規定する滅失文書（以下この項において「滅失文書」という。）を保存していた金融機関（以下この項において「保存金融機関」という。）による次に掲げる事項の記載を受け、その他の非課税文書にあっては、当該非課税文書に、保存金融機関が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　当該非課税文書が、滅失文書の作成者と保存金融機関との間における約定に基づく当該保存金融機関の求めに応じて作成されたものであること。

二　当該非課税文書が滅失文書に代わるものであること。

第三十五条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「被災自動車」の下に「若しくは被災届出軽自動車」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号中「検査自動車」を「検査自動車等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「自動車検査証の交付等」の下に「又は車両番号の指定」を加え、同項第二号中「被災自動車」の下に「及び被災届出軽自動車」を加え、同項第三号中「検査自動車」の下に「又は届出軽自動車」を加え、「同じ」を「検査自動車等」という」に改め、同項第四号中「検査自動車」を「検査自動車等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第三十六条とする。

2　法第四十六条第一項に規定する政令で定める被牽引自動車は、前条第一項に定める被牽引自動車とする。

第三十四条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、「被災自動車」の下に「又は被災届出軽自動車」を加え、同項第五号中「又は検査対象軽自動車の届出の」を「、自動車検査証の返納又は被災届出軽自動車に係る財務省令で定める」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「車台番号」の下に「又は被災届出軽自動車の車両番号及び車台番号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第四十五条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる被災届出軽自動車（同項に規定する被災届出軽自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、次に定める金額に二分の一を乗じて計算した金額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する被災届出軽自動車

イ　二輪のもの　四千五百円

ロ　イに掲げるもの以外のもの　八千四百円

二　前号に掲げる被災届出軽自動車以外の被災届出軽自動車

イ　二輪のもの　六千三百円

ロ　イに掲げるもの以外のもの　一万三千二百円

第三十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第五項第五号において「永久抹消登録」を「第七項第五号において「永久抹消登録」に、「第五項第五号において「登録自動車の届出」を「同号において「登録自動車の届出」に改め、同項第二号中「第六十九条の二第一項の規定による届出のうち滅失、解体又は自動車の用途の廃止を事由とするもの」を「第六十九条第一項の規定による自動車検査証の返納のうち同項第一号に掲げる事由によるもの」に、「第五項第五号」を「第七項第五号」に、「検査対象軽自動車の届出」を「自動車検査証の返納」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第三十五条とする。

法第四十五条第一項に規定する政令で定める被牽引自動車は、自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）第五条第一項に規定する被牽引自動車とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（甚大な被害を受けた酒類の製造場の要件等）

第三十四条　法第四十三条の二第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒製造設備等（清酒等（法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。）が当該製造場における清酒製造設備等の価額の十分の五以上であること。

二　前号に掲げるもののほか、東日本大震災により自己の酒類の製造場における清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限る。）をしたことによって当該製造場における清酒等の製造又は貯蔵が困難となったこと。

2　法第四十三条の二第二項の確認を受けようとする清酒等の製造者は、平成二十四年三月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　酒類の製造場の所在地及び名称

三　清酒製造設備等に係る被害の状況

四　その他参考となるべき事項

3　国税庁長官は、法第四十三条の二第二項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該清酒等の製造者に通知しなければならない。

4　東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者につき相続（包括遺贈を含む。以下この項及び次項において同じ。）があった場合において、当該相続により清酒等の製造業を承継した相続人（包括受遺者を含み、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十九条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該相続人を当該清酒等の製造者とみなして、法第四十三条の二の規定を適用する。

5　前項の場合において、当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）が法第四十三条の二第二項の確認を受けているときは、当該相続人については、同項の規定は適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第二条　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十三条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は製作をする同号に規定する車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条第一項第六号に規定する車両及び運搬具については、なお従前の例による。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第三条　新令第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得又は製作をする同項第六号に規定する車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧令第十八条第一項第六号に規定する車両及び運搬具については、なお従前の例による。